



報道関係者 各位

令和8年6月17日

【照会先】

高知労働局 労働基準部健康安全課

健康安全課長 梅原 俊明

主任地方産業安全専門官 伊勢田 文久

(直通電話) 088-885-6023

全国安全週間における取組、高年齢者に対する労働災害防止対策及び職場における熱中症予防対策を要請します

～労働災害の増加傾向を踏まえ、

事業者団体へ高知労働局長より協力要請をします～

高知労働局(局長 池田邦彦)は、労働災害が増加傾向にあるため、各職場における令和8年度全国安全週間を契機とした取組、高年齢者に対する労働災害防止対策及び熱中症予防対策を徹底させ、労働災害を減少させるための取組を徹底するよう事業者団体へ協力要請いたします。

記

1 要請日時及び場所

日 時 : 令和8年6月24日(水) 午後2時～

場 所 : 高知労働局別館会議室3階(高知市南金田1-39)

2 参集者(予定)

- 高知県経営者協会
- 高知県労働基準協会連合会
- 一般社団法人 高知県建設業協会
- 建設業労働災害防止協会高知県支部
- 陸上貨物運送事業労働災害防止協会高知県支部
- 林業・木材製造業労働災害防止協会高知県支部
- 一般社団法人高知県工業会
- 一般社団法人高知県警備業協会
- 建設荷役車両安全技術協会高知県支部
- 社会福祉法人高知県社会福祉協議会

3 式次第（予定）

開会
局長挨拶
要請書交付
概要説明
全団体に写真撮影
意見交換会
閉会

4 取材

取材は式次第 ～ までとさせていただきます。

取材いただける場合は、6月22日（月）12時までに高知労働局労働基準部健康安全課あて電子メール（電話可）にてお申込みをお願いします。詳細は別添1を参照してください。

取材のご希望が多い場合は、会場の都合などにより取材をお断りすることがありますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

○ 労働災害の現状

高知県の労働災害発生状況（5月末時点）

・休業4日以上死傷者数308人前年同期比で67人増加している。

（別添資料1-1参照）

・業種別にみると、製造業が61件前年同期比で23人、建設業が49人前年同期比で14人それぞれ増加している。

高年齢者の労働災害発生状況

・年齢別にみると、70歳以上の増加率が95.2%で著しく高い状況である。

（別添資料1-3参照）

・60歳代の災害を事故の型別にみると、「転倒」による災害が最も多く（41.1%）、次いで「2m未満の箇所からの墜落・転落」（15.5%）、「動作の反動・無理な動作」（7.7%）などとなっている。

熱中症の災害発生状況

・熱中症による労働災害（休業4日未満を含む）は116件発生し、前年に比べ20件増加している。（別添資料5-2参照）

休業4日以上は16件と前年に比べて7件増加しており、過去5年では26件となっている。

また、災害発生状況をみると、高温環境下での作業、体調不良を感じながら作業継続、水分・塩分補給不足などの原因が多くみられる。（別添資料5-1参照）

○ 全国安全週間について（別添資料2参照）

事業者等の関係者が、安全と健康に関する問題を深く認識し、改めて、労働者の安全と健康の確保に対する取組の決意を共有する機会として、広く安全意識の高揚を図ることを

目的とし、毎年、本週間を「7月1日～7日」、準備期間を「6月1日～30日」として実施しています。

○ 高年齢労働者の労働災害防止対策（別添資料4参照）

本年2月に公表され、本年4月1日から適用されている「高年齢者の労働災害防止のための指針」に基づく各種措置の実施について、全業種を対象に周知の徹底を図っています。

○ 職場における熱中症予防対策（別添資料6～8参照）

熱中症が毎年多発している事態を踏まえ、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」（実施期間：5月1日～9月30日、重点取組期間：7月）を展開し、一層の推進を図っています。

さらに、令和7年6月1日施行の改正労働安全衛生規則により事業者には義務付けられた熱中症重篤化防止対策及び本年3月に策定された「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症防止対策について、全業種を対象に周知の徹底を図っています。

< 添付資料目次 >

- 別添資料1 労働災害発生状況
- 別添資料2 リーフレット「令和8年度 全国安全週間実施」
- 別添資料3 高知労働局第14次労働災害防止計画の推進状況
- 別添資料4 高年齢者の労働災害防止のための指針 概要
- 別添資料5-1 令和7年熱中症災害事例（高知県）
- 別添資料5-2 2025年の熱中症による死亡災害の事例（全国）
- 別添資料5-3 熱中症による労働災害発生状況（令和3年～令和7年）
- 別添資料6 リーフレット「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」
- 別添資料7 リーフレット「職場における熱中症対策の強化について」
- 別添資料8 リーフレット「職場における熱中症防止のためのガイドライン」
- 別添資料9 令和7年における労働災害発生状況
- 別添資料10 令和8年における労働災害発生状況（令和7年5月末現在 速報）



「Safe Work」とは「労働災害を防止し『安全・安心』な職場を実現する」との意思を示すものであり、ILO(国際労働機関)においても使用されているフレーズです。

(取材にあたっての留意事項)

取材をご希望される報道関係者の皆様は、

報道機関名

取材担当者氏名

取材人数

電話番号

メールアドレス

を記載して、6月22日(月)12:00までに下記健康安全課あて電子メール(電話可)でお申込みをお願いいたします。

メールでお申込みいただいた報道関係者の皆様には、当方からメールにて受付けた旨を送信させていただきます。

取材は、式次第 全団場で写真撮影までをお願いいたします。

< 送信先又は連絡先 >

高知労働局労働基準部健康安全課

電話(088)885-6023

電子メール:kenkouanzenka-kouchikyoku@mhlw.go.jp

電子メールのQRコード

(QRコードを読み取るとメール作成画面が開き、
件名・本文(記載例)が自動入力されます。)

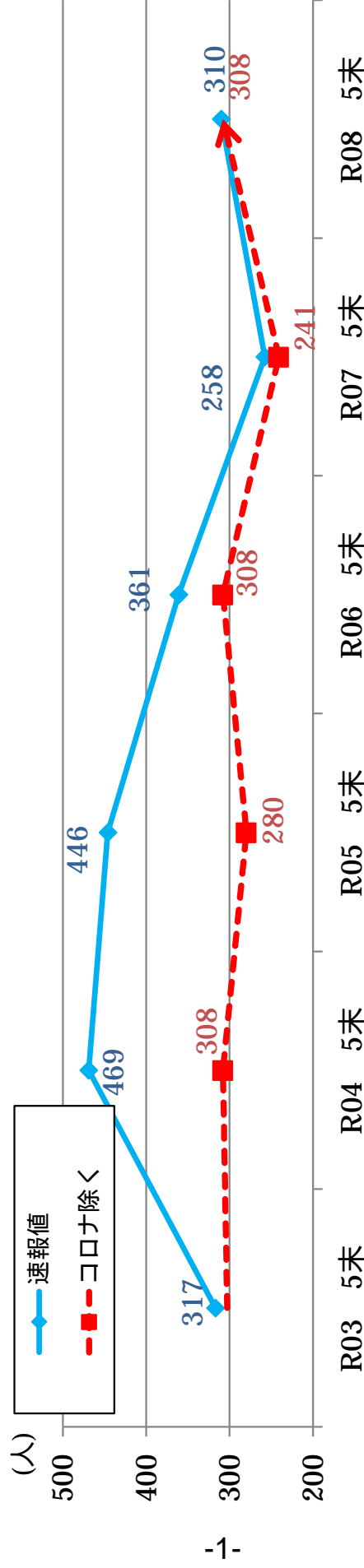


労働災害発生状況

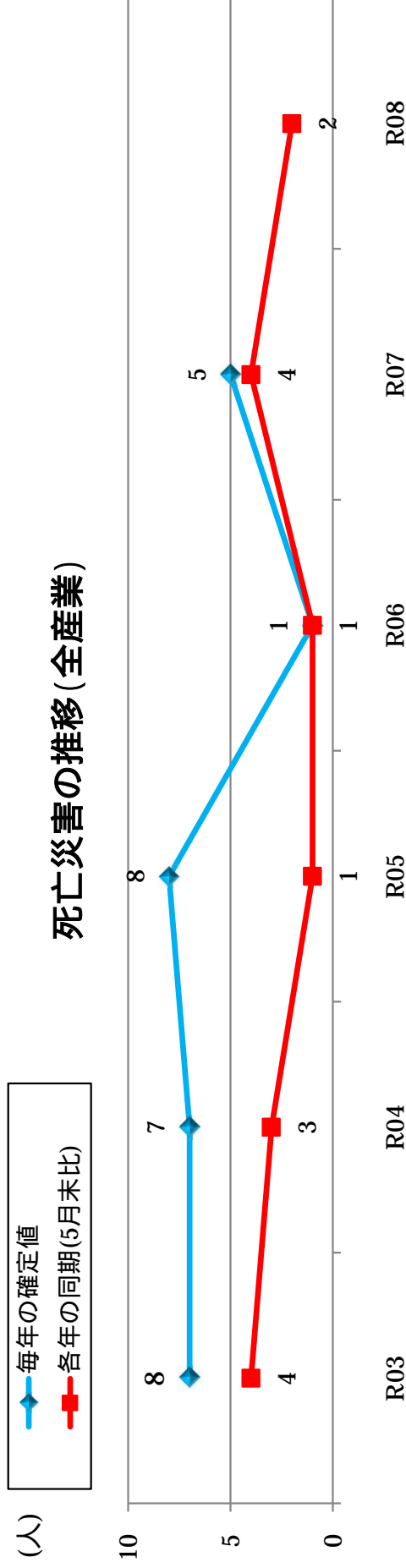
ポイント

- 令和8年5月末現在の死傷者数は310人、前年同期は258人であり52人の増加。
- 死傷者数310人には、業務に起因するコロナ感染2人を含む（すべてが保健衛生業）。
- よって、コロナを除く死傷者数は308人で、前年同期よりも67人増加。
- 死亡災害：2人（前年同期比 2人減少）。

休業4日以上之死傷者数(5月末)の推移(全産業)



死亡災害の推移(全産業)

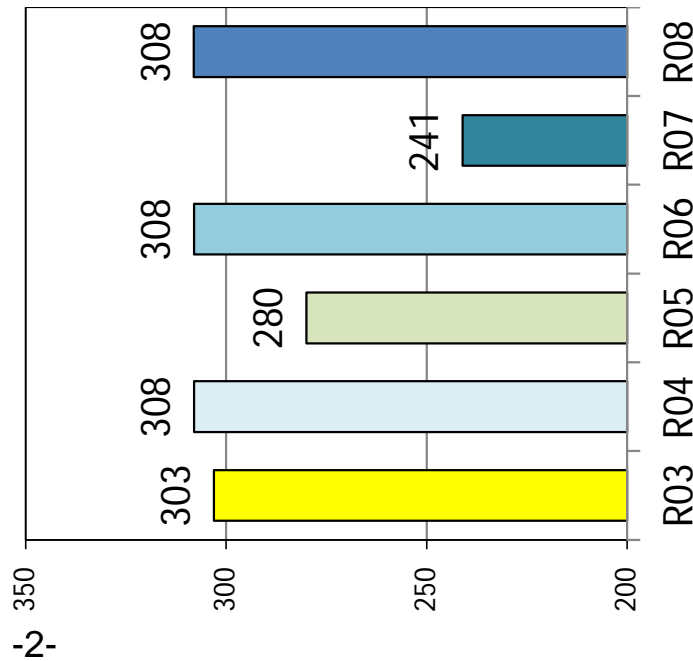


労働災害発生状況(コロナ除く)

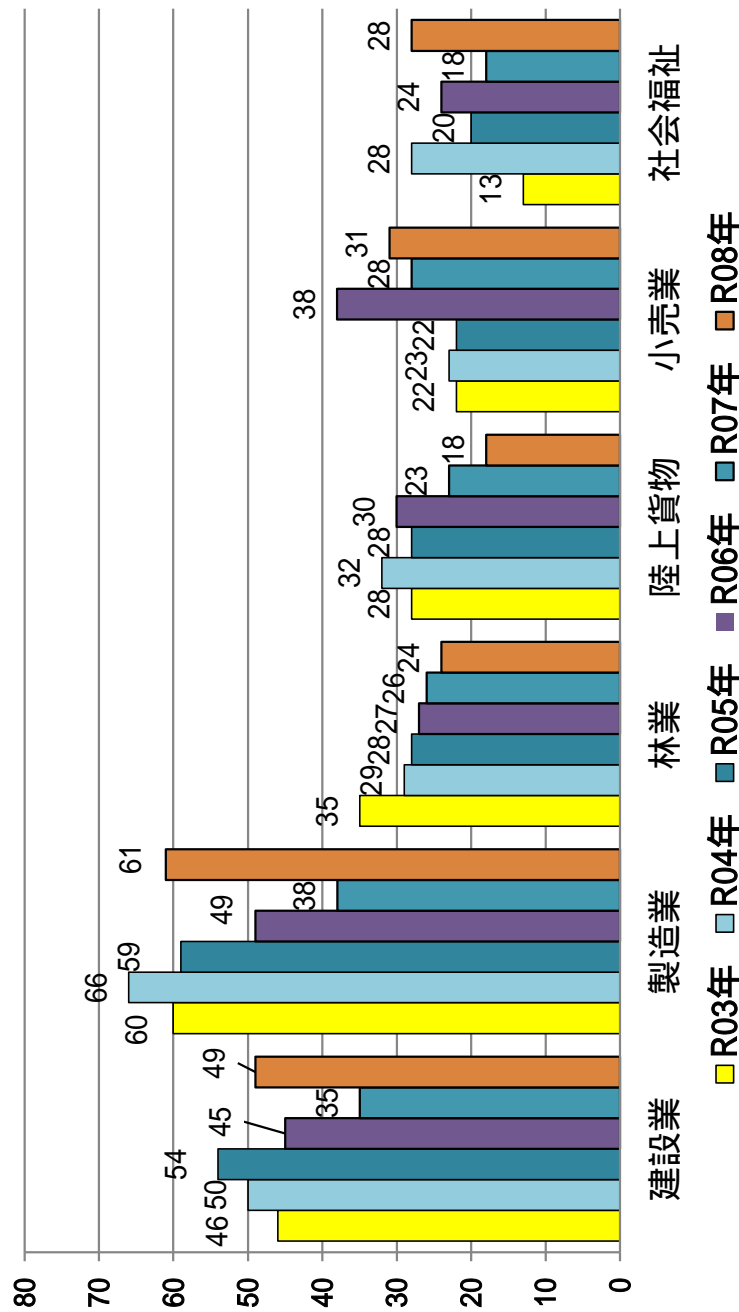
ポイント

- 対前年同期比で、製造業、建設業、社会福祉、小売業において増加している。特に製造業、建設業の増加が著しい。
- 前年同期比で、製造業では「2 m未満の箇所からの墜落・転落」（5件増加）、「転倒」（4件増加）、「動作の反動・無理な動作」（4件増加）増加している。
建設業では「転倒」（5件増加）、「動作の反動・無理な動作」（4件増加）、「2 m以上の箇所からの墜落・転落」（3件増加）（3件増加）が増加している。
社会福祉では、「転倒」（5件増加）、「2 m未満の箇所からの墜落・転落」（3件増加）が増加している。

全産業の動向



重点業種等の動向



労働災害発生状況(年齢別)

ポイント

- 対前年同期比で、50歳代が23件増加、60歳代以上が22件増加と大幅な増加となっている。
- 50歳代の災害を事故の型別にみると、「転倒」による災害が最も多く(30.1%)、次いで「2m未満の箇所からの墜落・転落」(15.0%)、「はさまれ、巻き込まれ」(7.7%)などとなっている。
- 60歳代の災害を事故の型別にみると、「転倒」による災害が最も多く(41.1%)、次いで「2m未満の箇所からの墜落・転落」(15.5%)、「動作の反動・無理な動作」(7.7%)などとなっている。

年齢	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	合計
令和7年	7 (2.9%)	19 (7.9%)	30 (12.4%)	47 (19.5%)	70 (29.0%)	47 (19.5%)	21 (8.7%)	241
令和8年	8 (2.6%)	33 (10.7%)	30 (9.7%)	54 (17.5%)	93 (30.2%)	49 (16.6%)	41 (13.3%)	308
増減 (増加率)	1 (14.3%)	14 (73.7%)	0	7 (14.9%)	23 (32.9%)	2 (3.0%)	20 (95.2%)	67 (27.8%)

49歳以下
22人(増加率:21.3%)

60歳以上
22人(増加率:32.4%)

第
99
回

全国安全週間

令和8年7月1日(水)~7日(火)

準備期間 令和8年6月1日(月)~30日(火)



多様な人材
全員参加
みんなで育てる
安全職場

今年で99回目となる全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、近年の労働災害については、死亡災害は減少傾向にあるものの、休業4日以上死傷災害は平成21年以降、増加傾向が継続しています。

特に、高齢労働者の増加等を背景として、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、また、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、計画年次4年目となる令和8年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和8年度は、「多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「令和8年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

令和8年度全国安全週間実施要綱について(抜粋)

実施者の実施事項

1 安全衛生活動の推進

- ① 安全衛生管理体制の確立
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- ② 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - オ 安全管理者、安全衛生推進者、作業主任者等に対する能力向上教育の実施
- ③ 自主的な安全衛生活動の促進
 - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- ④ リスクアセスメントの実施
 - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - イ SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- ⑤ その他の取組
 - ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
 - ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

2 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- ① 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策
 - ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - イ 経営トップが先頭に立って行う安全衛生方針の作成、周知
 - ウ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
 - オ パート・アルバイト(いわゆるスポットワーク含む)の労働者への安全衛生教育の徹底
- ② 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
 - ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
 - イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
 - ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - オ トラックの逸走防止措置の実施
 - カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
- ③ 建設業における労働災害防止対策
 - ア 一般的事項
 - (ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - (イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
 - (ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - (オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (カ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - (キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - イ 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
 - ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事における土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施
- ④ 製造業における労働災害防止対策
 - ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
 - ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
 - オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
 - カ 機械等製造者による、機械等を使用する事業者への、リスクアセスメント実施に資する残留リスク情報の提供
- ⑤ 林業の労働災害防止対策
 - ア 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく、チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施等
 - イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

3 業種横断的な労働災害防止対策

- ① 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策
 - ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
 - イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
 - エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
 - オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
 - カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
- ② 高齢者に対する労働災害防止対策
 - 「高齢者の労働災害防止のための指針」に基づく、リスクアセスメントの実施、職場環境の改善、高齢者の健康や体力の状況の把握と対応、安全衛生教育の実施等、各種措置の実施
- ③ 外国人労働者に対する労働災害防止対策
 - 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
- ④ 派遣労働者に対する労働災害防止対策
 - 派遣労働者に対する安全管理の徹底や安全活動の活性化
- ⑤ 特定自主検査の適正な実施
 - ア フォークリフト等の特定自主検査対象機械に対する確実な検査の実施
 - イ 特定自主検査基準に基づく検査の徹底
 - ウ 事業場内検査や検査業者の検査者に対する能力向上教育の実施
- ⑥ 交通労働災害防止対策
 - ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- ⑦ 熱中症予防対策
 - ア 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
 - イ 「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症防止対策の実施
 - ウ 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」重点取組期間である7月は特に重点的に取り組むこと
- ⑧ 個人事業者等を含めた災害防止対策
 - ア 個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な措置の実施
 - イ 安全衛生経費の確保等、個人事業者等を含む請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - ウ その他、個人事業者等が上記に掲げる事項のうち、業務上の災害を防止するための取組を円滑に実施するために必要な安全衛生情報の提供、作業方法・手順の共有、作業環境の確保・改善、安全衛生教育の機会の提供等の配慮

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>



中央労働災害防止協会

<https://www.jisha.or.jp>



職場のあんぜんサイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp>



●職場の安全、全国安全週間に関する情報は
こちらで検索！

厚生労働省 安全衛生

検索

中央労働災害防止協会 安全週間

検索

●労働基準監督署等への届出は
電子申請が便利です！

帳票入力支援サービス

検索

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

Safe Work KOCHI 高知労働局 第14次労働災害 防止計画 の推進状況 (令和7年度アウトプット 指標自主点検集計)

計画期間

○ 2023年度(令和5年度)～2027年度(令和9年度)までの5か年

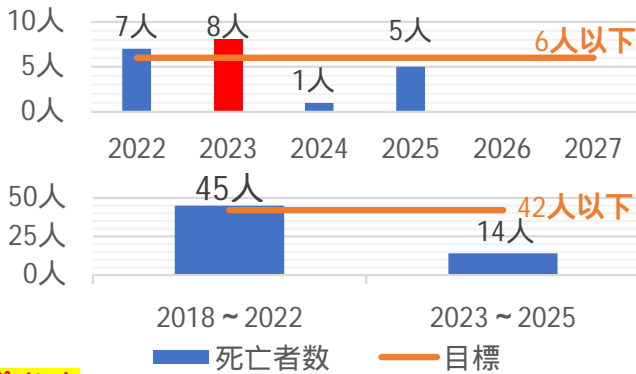
計画の目標

高知労働局及び労働基準監督署、事業者、労働者、関係者等が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、「Safe Work KOCHI」をキャッチフレーズに9つの重点事項に取り組むことにより、

- **死亡災害** 2022年と比較して、2027年において5%以上減少させる。(6人以下)
2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までで5%以上減少させる。(42人以下)
- **死傷災害** 2022年と比較して、2027年において減少させる。(940人以下)
2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までで増加させない。(4768人以下)

目標に対する推進状況

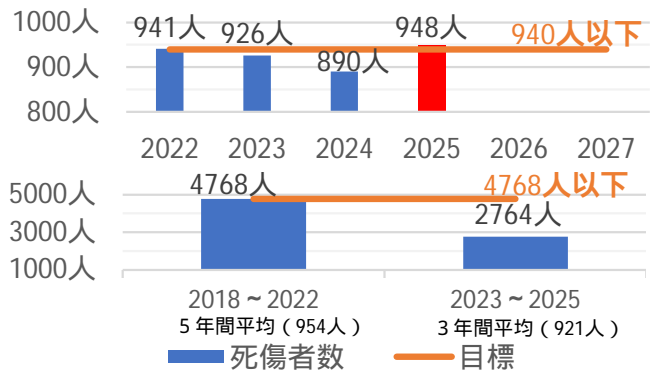
○ 死亡災害にかかる推進状況



ポイント

- ・死亡災害については2025年は5人であり、2023～2025年（以下「期間中」という。）の死亡者数は14人である。
- ・死傷災害については、2025年は948人、前年比58人増加しており、期間中の死傷災害は2764人（平均921人）となっている。

○ 死傷災害にかかる推進状況



重点事項の進捗状況（アウトプット指標・アウトカム指標は、重点2～8のみに設定）

1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価されるよう、「安全衛生優良企業公表制度」「SAFEコンソーシアム」および「Safe Work KOCHI」など既存の安全衛生に関する取組の見える化を図る仕組みについて、各種説明会、会議及びホームページ上で周知するとともに、制度の活用勧奨を実施。

2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

	アウトプット指標 (重点事項に関連して、事業者を求める達成目標)	アウトカム指標 (アウトプット指標を達成した結果期待される事項)
全業種対象	転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を50%以上とする。 	増加傾向にある転倒災害について、年齢層別の労働災害発生割合の増加に歯止めをかける。 ポイント ・30歳代、50歳代、60歳代は現在目標値を達成しているが、その他の年代においては目標値を超えている。
	腰痛災害対策に取り組む事業場の割合を50%以上とする。 	
正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を80%以上とする。 		



	アウトプット指標	アウトカム指標
医療・福祉	<p>介護・看護業務において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2027年までに増加させる。</p>	<p>社会福祉施設における腰痛の労働災害発生割合について、2022年と比較して2027年までに減少させる。</p> <p>ポイント 2024年と比較して大幅に増加している。</p>

3 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

	アウトプット指標	アウトカム指標
全業種対象	<p>「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。</p>	<p>増加傾向にある60歳以上の労働災害発生割合について、2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける。</p> <p>ポイント 増加傾向にあり、2025年は目標値を超えている。</p>

4 業種別の労働災害防止対策の推進

	アウトプット指標	アウトカム指標
建設業	<p>墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を、2027年までに85%以上とする。</p>	<p>死亡者数を2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までの5年間で10%以上減少させる。(12人以下)</p> <p>ポイント 期間中の死亡者数は4人である。</p>
製造業	<p>機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む事業場の割合を、2027年までに60%以上とする。</p>	<p>死亡者数を2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までの5年間で15%以上減少させる。(7人以下)</p> <p>ポイント 期間中の死亡者数は3人である。</p>
		<p>機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害の死傷者数を、2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。(18人以下)</p> <p>ポイント 前年度と比較して増加しており、依然として目標値を超えている。</p>
林業	<p>「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する事業場の割合を、2027年までに60%以上とする。</p> <p>2025年は集計数が少ない(2件)ため参考値。</p>	<p>死亡者数を2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までの5年間で10%以上減少させる。(5人以下)</p> <p>ポイント 期間中の死亡者数は1人である。</p>
陸上貨物運送事業	<p>「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する事業場の割合を、2027年までに45%以上とする。</p>	<p>死傷者数を、2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。(80人以下)</p> <p>ポイント 前年度と比較して増加している。目標値については現在達成している。</p>

5 労働者の健康確保対策の推進

	アウトプット指標	アウトカム指標	
全業種対象	<p>企業における年次有給休暇の取得率を、2025年までに70%以上とする。</p> <p>(出典：高知県労働環境等実態調査)</p>	<p>週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を、2025年までに5%以下とする。</p> <p>(出典：高知県労働環境等実態調査)</p>	
	<p>勤務間インターバル制度を知っている企業の割合を、2025年までに80%以上とする。</p>		<p>ポイント 2025年は2.5%であり、目標値を達成している。</p>
	<p>メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を、2027年までに80%以上とする。</p>	<p>自分の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者を、2023年と比較して減少させる。</p> <p>(全国) 出典：労働安全衛生調査(実態調査)</p>	
	<p>労働者50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を、2027年までに50%以上となるよう促進を図る。</p>		<p>ポイント 2024年は68.3%であり、前年度より減少している目標値を達成している。</p>
	<p>各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を、2027年までに80%以上とする。</p> <p>(治療と仕事の両立支援対策の実施状況)</p>		

6 化学物質等による健康障害防止対策の推進

	アウトプット指標	アウトカム指標
全業種対象	<p>危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を、2027年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するための必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。</p>	<p>化学物質を起因物とする死傷災害の件数を、2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までで5%以上減少させる。(16件以下)</p> <p>ポイント 期間中の死傷災害は8件である。</p>
	<p>熱中症災害防止のため、暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を、2023年と比較して2027年までに増加させる。</p>	

7 交通労働災害防止対策の推進

	アウトプット指標	アウトカム指標
全業種対象	<p>「交通労働災害防止のガイドライン」を活用している事業場、交通労働災害防止のための安全教育を実施している事業場を2023年と比較して2027年までに増加させる。</p> <p>60% 50% 40% 30%</p> <p>44.0 44%超え 38.3 2024* 25* 27</p>	<p>交通労働災害における死亡者数を、2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までで10%以上減少させる。(12人以下)</p> <p>20人 10人 0人</p> <p>14 12人以下 4 2018 2023 ~2022 ~2025</p> <p>ポイント 本期間中の死亡者数は4件である。</p>

8 外国人労働者に対する安全衛生対策の推進

	アウトプット指標	アウトカム指標
全業種対象	<p>外国人労働者の母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等、外国人労働者に分かりやすい方法での労働災害防止の教育を実施する事業場を50%以上とする。</p> <p>70% 60% 50% 40%</p> <p>55.1 50%以上 45.2 2024* 25* 27</p>	<p>外国人労働者の労働災害発生割合を2022年と比較して増加させない。</p> <p>3% 2% 1% 0%</p> <p>1.8 2.3 1.3 1.6 1.3%以下 2022 23 24 25 26 27</p> <p>ポイント 前年度と比較して増加しており、目標値を超えている。</p>

9 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

労働安全衛生法第20条、第21条等に基づく作業場所に起因する危険に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等）、労働安全衛生法第22条で規定する有害物質による健康障害の防止措置について、個人事業者等に対しても労働者と同等の保護措置を講じることが義務付けられたことから、発注者、事業者等に対し様々な機会を捉えて周知・啓発を実施。

アウトプット指標進捗状況の把握について

調査方法： 事業場に自主点検表を郵送配布し、点検結果について電子回答を得た。
 調査対象： 県内の労働者5名以上の1,000事業場。
 実施期間： 令和8年3月30日～4月24日（電子回答締切：5月20日）
 回収状況： 358件（回収率35.8%）

（注）自主点検の集計結果を、アウトプット指標推進状況のグラフの年の横に『*』を付している。

高知労働局第14次労働災害防止計画等について

- 高知労働局 第14次労働災害防止計画
https://jsite.mhlw.go.jp/kochi-roudoukyoku/newpage_00809.html
- Safe Work KOCHI
https://jsite.mhlw.go.jp/kochi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anken_eisei/_120250/_120440.html



高齢者の労働災害防止のための指針 概要

第1 趣旨

労働安全衛生法第62条の2第2項に基づき、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため定めるもの。

第2 事業者が講ずべき措置

以下の1～5に掲げる事項について、各事業場における高齢者の就業状況や業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な対策に積極的に取り組むことが必要である。

1 安全衛生管理体制の確立等

- **経営トップによる方針表明及び体制整備**
 - ・経営トップが高齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化すること。
 - ・高齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。
- **高齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施**
 - ・高齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出し、対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ、下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めること。

2 職場環境の改善

- **身体機能の低下を補う設備・装置の導入**
 - ・高齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと。
- **高齢者の特性を考慮した作業管理**
 - ・筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行うこと。

3 高齢者の健康や体力の状況の把握

- **健康状況の把握**
 - ・労働安全衛生法で定める雇入時及び定期的健康診断を実施すること。
- **体力の状況の把握**
 - ・高齢者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望ましいこと。事業場の実情に応じて青年、壮年期から実施することが望ましいこと。
- **健康や体力の状況に関する情報の取扱い**
 - ・「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえ対応を行うこと。

第3 労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努める必要があり、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めること。

第4 国、関係団体等による支援

事業者は、国、関係団体等による支援策を有効に活用すること。

4 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

- **個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置**
 - ・健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講ずること。
- **高齢者の状況に応じた業務の提供**
 - ・高齢者に適切な就業の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、働き方のルールを構築するよう努めること。
 - ・高齢者の業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮すること。
 - ・高齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めること。
- **心身両面にわたる健康保持増進措置**
 - ・集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。
 - ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」、「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルズ指針）」等に基づく取組に努めること。

5 安全衛生教育

- **高齢者に対する教育**
 - ・法令に基づく教育等を確実に行うこと。また、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため十分な時間をかけること。中でも、高齢者が再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。
- **管理監督者等に対する教育**
 - ・管理監督者等に対し、高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行うこと。

事業者は、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努める必要があり、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めること。

第4 国、関係団体等による支援

事業者は、国、関係団体等による支援策を有効に活用すること。

令和 7 年熱中症災害事例（高知県）

【災害の概要】

高温環境下での作業、体調不良を感じながら作業継続、水分・塩分補給不足などの原因が多くみられるため、高温環境下での作業時間の短縮、「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれのある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知、定期的な水分・塩分の摂取などの対策が必要である。

No	業種	年齢	休業見込み	気温 (注)	事案概要	主な原因	主な対策
1	製造業	30歳代	7日	28.6	高湿度の設備内部で作業中、体調異変を疲労と判断し継続し重症化	高湿度・送風未使用・異常見逃し	送風機の使用・異常時即中止
2	製造業	40歳代	4日	32.6	電柱上の炎天下作業中に体調不良となり意識障害	猛暑・水分不足	作業前体調確認・水分塩分補給
3	その他の事業	40歳代	10日	32.7	交通誘導中に電解質不足で体調悪化し転倒	電解質不足・長時間屋外	塩分補給の徹底・定期休憩・日陰確保
4	製造業	50歳代	4日	32.9	室内高温環境での作業中に水分不足で症状進行	水分不足・高温環境	給水ルール設定・作業環境の温度管理
5	農林業	20歳代	6日	32.4	山林作業中に寒気としびれ発生し中断	炎天下・高負荷作業	作業時間短縮・複数人作業・早期申告教育

6	接客娯楽業	70歳代	7日	33.5	厨房の高温環境で調理中に倒れる	火気による高温・換気不足	換気強化・火気使用時の温度管理・休憩確保
7	農林業	40歳代	5日	29.1	炎天下で草刈り中に意識消失	空調服未使用・炎天下	空調服の着用・装備点検
8	建設業	40歳代	2ヶ月	32.0	屋外工事中に気分不良から悪化し搬送	高温・休憩不足	WBGT管理・休憩ルール徹底
9	林業	20歳代	5日	33.5	間伐作業中に体調不良から痙攣し搬送	長時間作業・疲労	異常時迅速対応訓練
10	林業	50歳代	4日	31.0	高湿度環境で下刈り作業中に発症	湿度高・環境評価不足	気象条件考慮した作業計画
11	教育・研究業	30歳代	6日	35.3	無冷房工場内で作業中に脱水症状	無冷房・風通し不良	空調設備設置・換気改善
12	商業	70歳代	1週	32.7	寝不足状態で厨房作業中に重症化	寝不足・高温環境	体調管理義務化・勤務前チェック
13	商業	40歳代	1週	31.3	床下・天井裏の点検後に頭痛等発症	閉鎖空間・水分不足	閉鎖空間作業の時間制限・換気

(注1) 気温は、気象庁ホームページで公表されている災害発生場所付近及び災害発生日の最高気温を参考値として用いている。

2025年の熱中症による死亡災害の事例（全国）

【死亡災害全体の概要】

- ・総数は19件であった。
- ・被災者を男女別にみると、男性19人、女性0人であった。
- ・被災場所についてみると、屋内であったのが4件、屋外であったのが15件であった。
- ・発症時・緊急時の報告体制の整備及び周知（労働安全衛生規則第612条の2第1項に基づく措置）の実施を確認できなかったことが明らかな事例が2件あった。
- ・発症時・緊急時の措置手順の作成及び周知（労働安全衛生規則第612条の2第2項に基づく措置）の実施を確認できなかったことが明らかな事例が3件あった。
- ・熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった事例が9件あった。
- ・糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有していることが明らかな事例は9件あった。

【事案の詳細】

番号	月	業種	年代	性別	被災場所	気温 (注1)	WBGT 値 (注2)	事案の概要
1	6	警備業	70歳代	男性	屋外	34.4	30.1	被災者は、道路工事の交通誘導の作業が一時中断した際、歩道の木陰で横たわりながら休憩していた。作業再開が伝えられたため、ヘルメットを被ろうとしたところふらついて倒れ、地面に後頭部を打ちつけた。意識はあったものの頭部から出血が止まらない状態であったため、救急搬送されて手術を行ったが、16日後に死亡した。
2	8	その他の土木工事業	40歳代	男性	屋外	33.8	31.6	被災者は道路除草工事において、除草作業補助として道路上の雑草の残りをブロワーで清掃する作業等に従事していた。作業中の15時30分頃に倒れ、救急搬送されたが死亡した。

3	8	一般貨物自動車運送業	50 歳代	男性	屋外	33.6	29.2	被災者はガソリンスタンドで、17時30分頃からタンクローリーに積載していた燃料油を地下タンクへ移送していた。20時00分頃にガソリンスタンドの従業員が確認したところ、被災者がタンクローリーの上で倒れており、救急車到着時には既に死亡していた。
4	8	病院	60 歳代	男性	屋外	35.8	31.5	被災者は病院敷地内の園庭で、汚水ポンプの清掃作業に従事していた。作業場所から50m離れた場所で仰向けに倒れているところを、同僚に発見された。同院にて身体の冷却、点滴等を行い、総合病院に救急搬送したが、翌日死亡した。
5	9	鉄骨・鉄筋コンクリート造家 屋建築工事業	50 歳代	男性	屋外	34.7	31.4	被災者は集合住宅の新築工事現場で、解体された壁型枠の材料を上階の同僚に手渡しする作業に従事していた。作業中に床に座り込んでいたところを同僚に発見された。意識はあり、水分補給をしてエアコンがある車内で休んでいたが改善せず、同僚の車で病院へ向かう途中に意識不明となり、救急搬送されたが死亡した。
6	9	道路建設工事業	50 歳代	男性	屋外	33.2	31.5	被災者は道路改良工事現場において、午前中から型枠解体等の屋外作業に従事していた。昼休憩後から行われた現場内の片付け作業時に被災者の姿が見えなくなり、同僚らが被災者を探したところ、15時30分頃に冷房が効いた軽トラックの車内で倒れた状態で発見された。発見後、病院へ救急搬送されたが、2日後に死亡した。

(注1) 現場での気温は、気象庁ホームページで公表されている現場近隣の観測所等における気温を参考値として用いている。

(注2) WBGT値は、環境省熱中症予防情報サイトで公表されている現場近隣の観測所におけるWBGT値を参考値として用いている。

上記以外の事案の概要はこちらを参照してください。

https://neccyusho.mhlw.go.jp/heatstroke/#sec01_04 (厚生労働省 HP)



熱中症による労働災害発生状況(令和3年～令和7年)

高知労働局

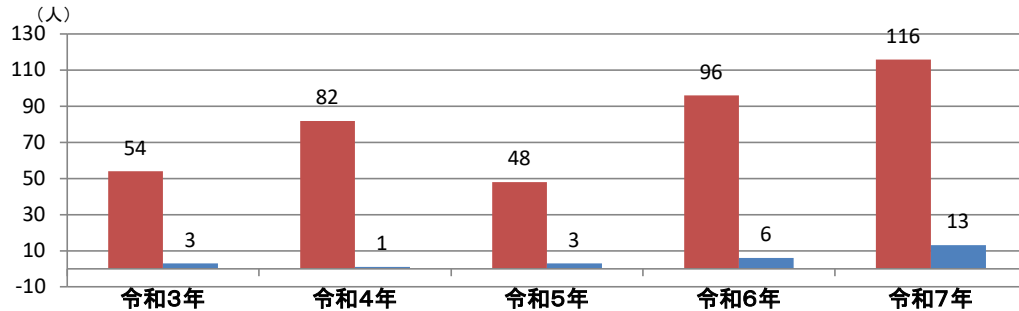
1 熱中症による死傷者の推移

年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	計
死傷者数 ^{注1)}	54	82	48	96	116	396
休業4日以上(内数) ^{注2)}	3	1	3	6	13	26
死亡者数(内数)	0	0	0	0	0	0

注1: 労災保険給付決定件数で休業4日未満(不休災害)を含む。

注2: 労働者死傷病報告(休業4日以上)による数で死亡者数を含む。

図1 熱中症による死傷者数の推移(令和3年～令和7年)

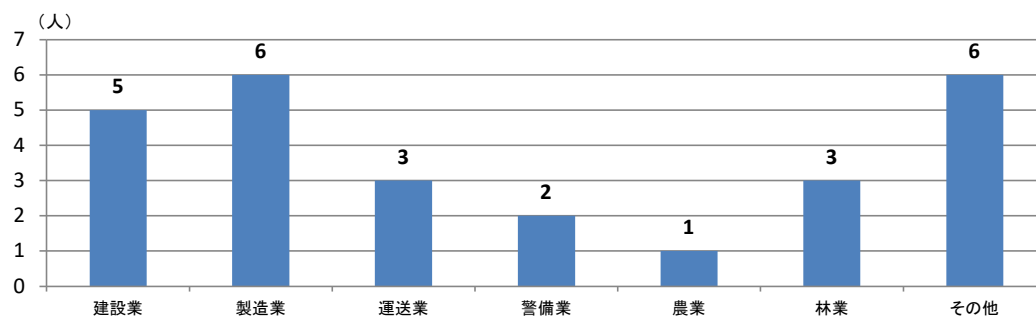


2 業種別発生状況(休業4日以上)

業種	建設業	製造業	運送業	警備業	農業	林業	その他	計	死亡者数(内数)
令和3年	1	1	1					3	0
令和4年							1	1	0
令和5年	1		1	1				3	0
令和6年	2	2	1				1	6	0
令和7年	1	3		1	1	3	4	13	0
計(人)	5	6	3	2	1	3	6	26	0

※ 死亡者数は、その業種の内数である。

図2 熱中症による死傷者数(休業4日以上)の業種別発生状況(令和3年～令和7年)

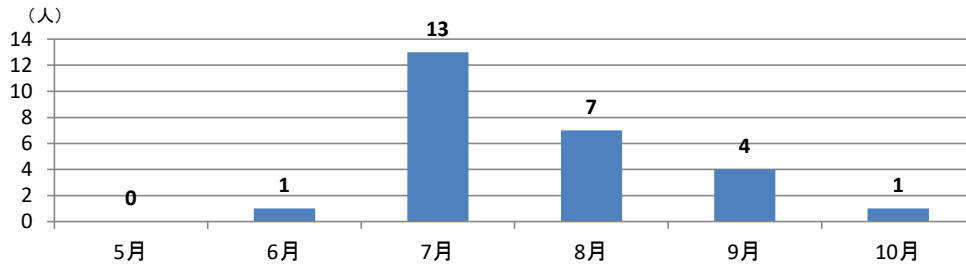


3 月・時間帯別発生状況(休業4日以上)

(1) 月別発生状況

月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計(人)
令和3年		1	1	1			3
令和4年					1		1
令和5年			2		1		3
令和6年			4	1	1		6
令和7年			6	5	1	1	13
計(人)	0	1	13	7	4	1	26

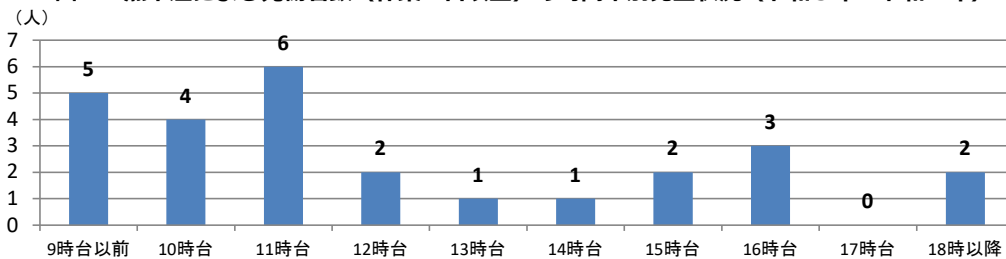
図3 熱中症による死傷者数(休業4日以上)の月別発生状況(令和3年~令和7年)



(2) 時間帯別発生状況

時間帯	9時台以前	10時台	11時台	12時台	13時台	14時台	15時台	16時台	17時台	18時以降	計(人)
令和3年	1			1						1	3
令和4年			1								1
令和5年	1			1				1			3
令和6年		1	2		1		1			1	6
令和7年	3	3	3			1	1	2			13
計(人)	5	4	6	2	1	1	2	3	0	2	26

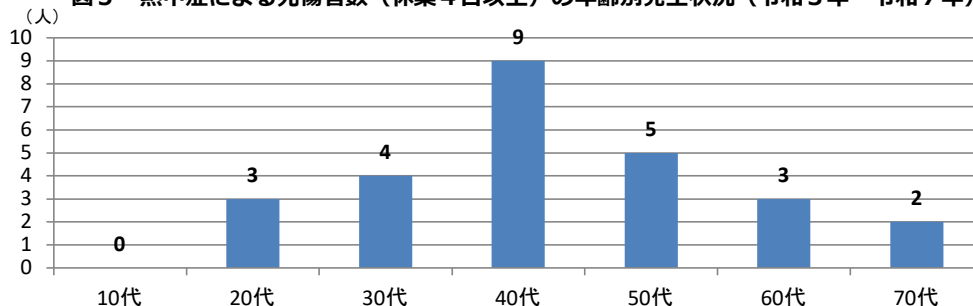
図4 熱中症による死傷者数(休業4日以上)の時間帯別発生状況(令和3年~令和7年)



4 年齢別発生状況(休業4日以上)

年代	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	計(人)
令和3年		1			2			3
令和4年				1				1
令和5年				2	1			3
令和6年			2	1		3		6
令和7年		2	2	5	2		2	13
計(人)	0	3	4	9	5	3	2	26

図5 熱中症による死傷者数(休業4日以上)の年齢別発生状況(令和3年~令和7年)



5 災害の程度別発生状況(休業4日以上)

年代	4~7日	8~14日	15~21日	22日~1月以内	1月超~3月以内	3月超	死亡	計(人)
令和3年	3							3
令和4年		1						1
令和5年	2	1						3
令和6年	5				1			6
令和7年	11	1			1			13
計(人)	21	3	0	0	2	0	0	26

図6 熱中症による死傷者数(休業4日以上)の災害の程度別発生状況(令和3年~令和7年)



STOP!

熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀ 熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間

4月

準備

5月

6月

7月

重点取組

8月

9月

準備期間 **4月** にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数（WBGT）の 把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

作業手順・作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業手順・作業計画を
策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または
冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、作業者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応（異常時における連絡体制や
対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁（予定）

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間
の調整
※新規入職者や休み明け作業者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏ま
え配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎
不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮
膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の作業者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、
「バディ」を組ませる等作業者にお互いの
健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風すること**などにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加

暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底

水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底

作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加

熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施

熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

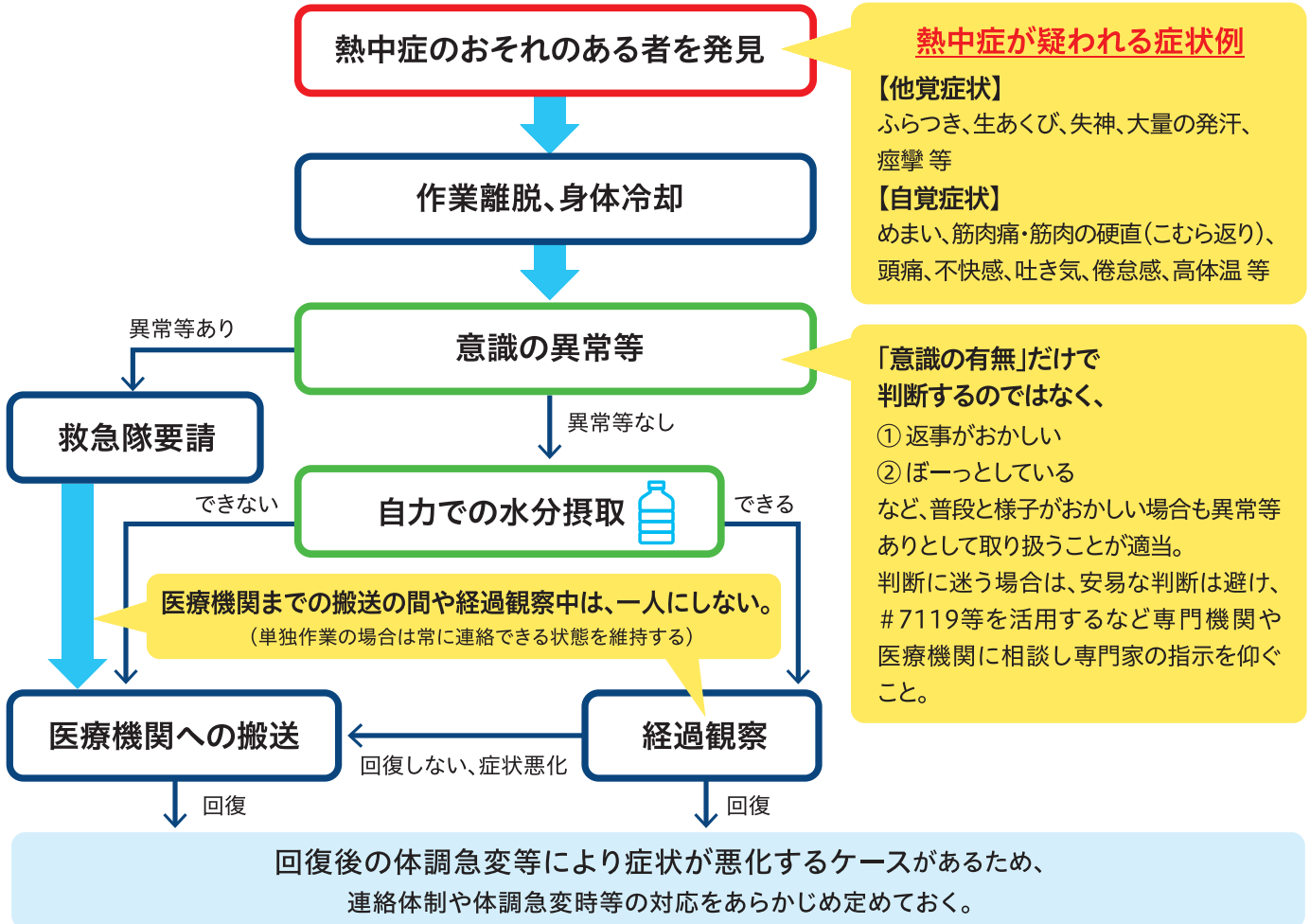
対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

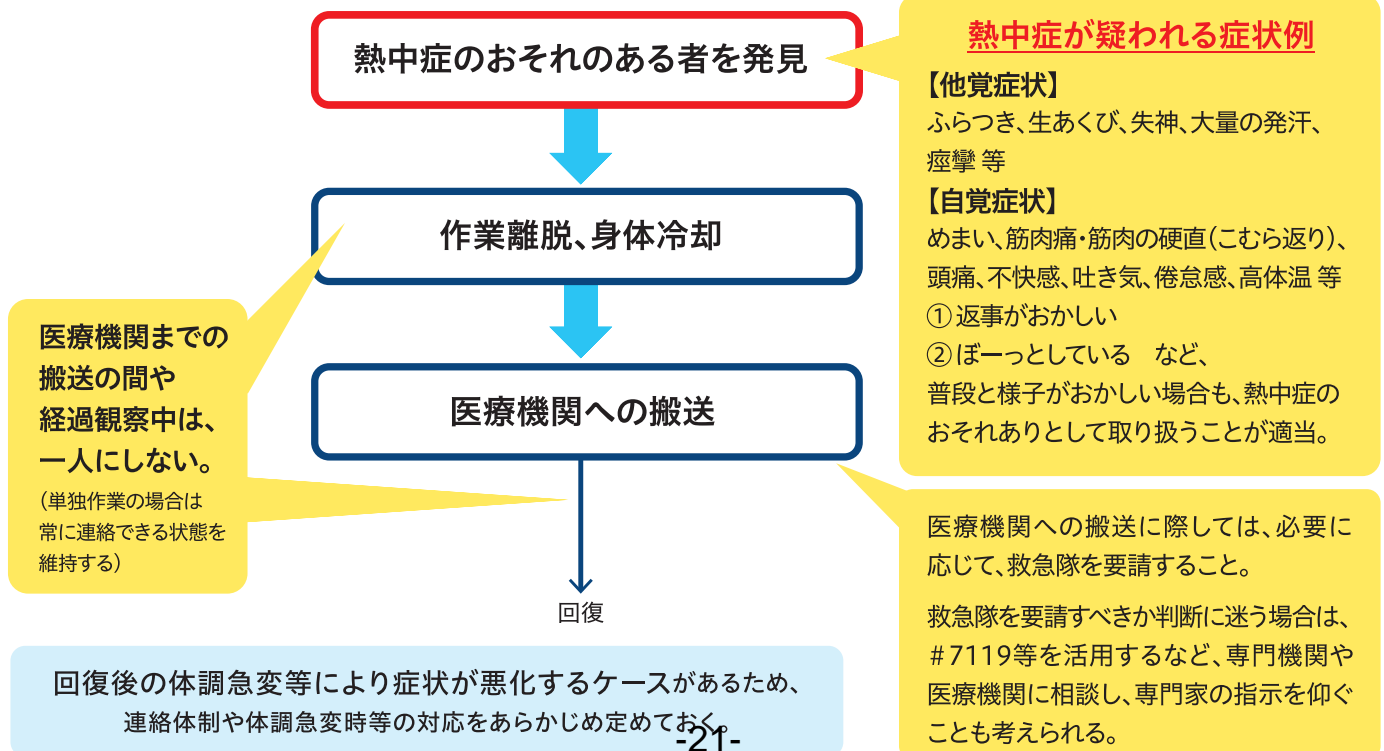
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



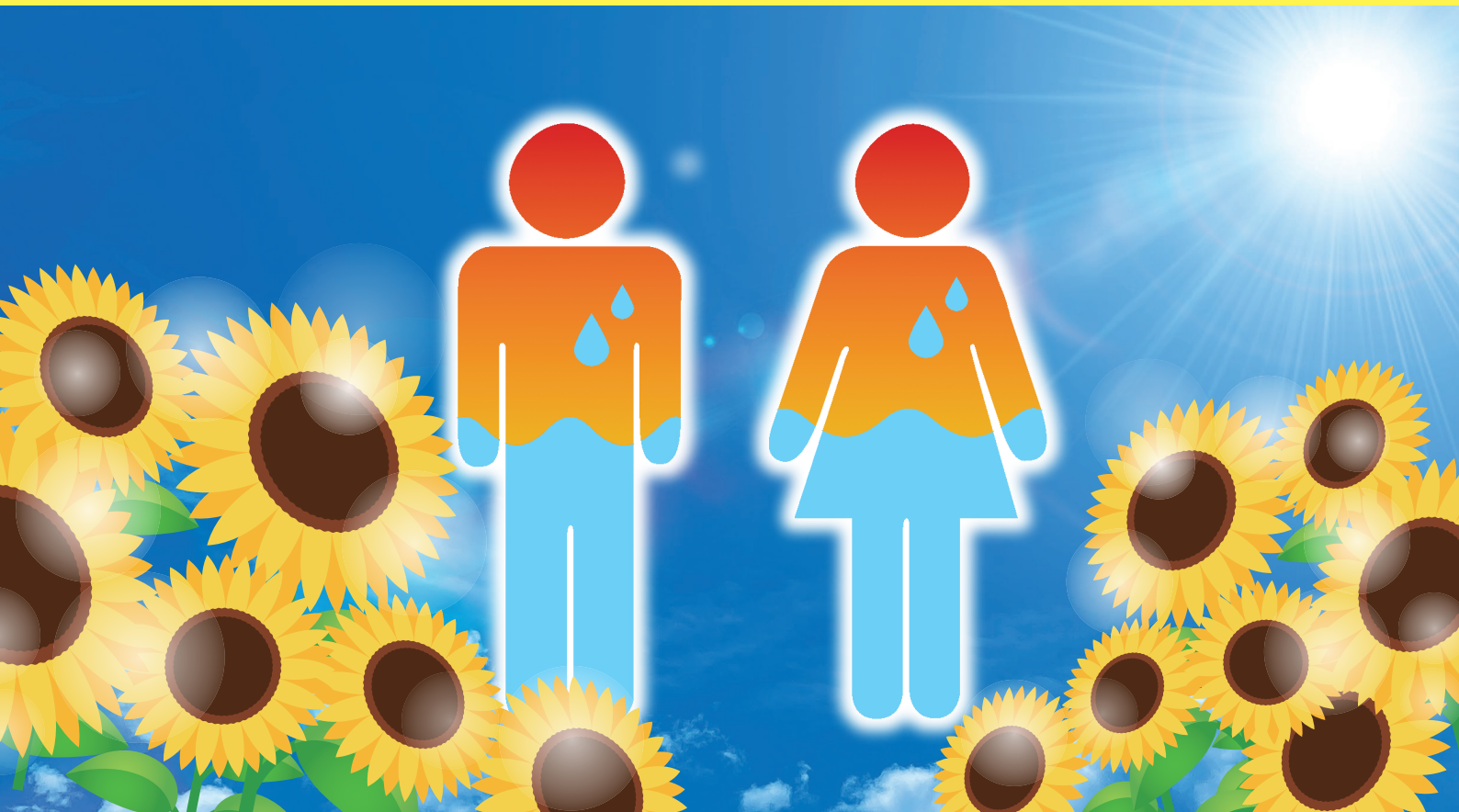
職場における

熱中症防止のための

ガイドラインを参考に

熱中症を効果的に防止しましょう!

～職場での熱中症防止対策のポイント～



気温が急激に上昇する時期は、
熱中症の発生リスクが高くなる傾向があります。
本格的に暑くなる前から準備しましょう。

早めの対策を!

～職場での熱中症防止対策のポイント～



事業者の皆さんは、

- ① **「設備、体制の整備」**を参考に準備を行った上で、
- ② **「熱中症リスクの把握」**で熱中症によるリスクを把握・評価し、
- ③ **「熱中症リスクに応じた措置」**にある熱中症防止のための具体的な方法を、業種・業態に応じて選択し実施することにより、職場における熱中症を防止しましょう。

ガイドライン の ポイント

体制整備、必要な設備の整備を行いましょ！

- ▶ 体調不良時の報告体制、重篤化防止措置の手順を整備し、周知しましょう。
- ▶ WBGT 指数計や、休憩所等の整備を行いましょ。

熱中症リスクを適切に把握しましょ！

- ▶ WBGT 値を把握し、着衣補正を行い、身体作業強度及び暑熱順化の状況に応じた WBGT 基準値と比較しましょ。
- ▶ WBGT 基準値よりも高い場合は熱中症予防対策を実施しましょ。

リスクに応じた対策を検討しましょ！

対策例

- ▶ 作業場所の WBGT 値の低減、風通しの良い衣服の採用。
- ▶ 作業負荷の軽減、休憩の取得。
- ▶ 定期的な水分・塩分の摂取。
- ▶ 暑熱順化、健康状態の確認。



教育研修を行いましょ！

- ▶ 管理者、職長、作業者等、立場に応じた教育研修を実施しましょ。



令和7年における労働災害発生状況(死亡災害及び休業4日以上の死傷災害) 確定



業種	高知局(合計)			高知監督管内			須崎監督管内			四万十監督管内			安芸監督管内		
	7年	6年	増減	7年	6年	増減	7年	6年	増減	7年	6年	増減	7年	6年	増減
全産業合計	(5) 975	(1) 1042	-67 (5)	618	664	-46	146	142	4	102 (1)	128	-26	109	108	1
食品製造業	41	31	10	17	19	-2	8	3	5	13	6	7	3	3	0
繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業	0	4	-4	0	1	-1	0	2	-2	0	1	-1	0	0	0
木材・木製品製造業、家具・装備品製造業	12	17	-5	6	4	2	6	11	-5	0	2	-2	0	0	0
パルプ、紙、紙製品製造業	9	17	-8	7	9	-2	1	7	-6	0	0	0	1	1	0
窯業土石製造業	11	11	0	2	2	0	3	6	-3	0	1	-1	6	2	4
鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業	17	24	-7	13	16	-3	1	5	-4	0	0	0	3	3	0
一般機械器具製造業	16	10	6	14	10	4	0	0	0	1	0	1	1	0	1
電気機械器具製造業	2	1	1	0	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0
輸送用機械器具製造業	3	4	-1	3	3	0	0	0	0	0	1	-1	0	0	0
造船業	3	4	-1	3	3	0	0	0	0	0	1	-1	0	0	0
上記以外の製造業	24	25	-1	19	15	4	2	2	0	2	1	1	1	7	-6
小計	135	144	-9	81	79	2	22	37	-15	17	12	5	15	16	-1
業	2	3	-1	1	0	1	1	3	-2	0	0	0	0	0	0
土木事業	(2) 60	66	-6 (2)	22	26	-4	11	12	-1	11	12	-1	16	16	0
建築事業	58	52	6	44	31	13	7	7	0	3	8	-5	4	6	-2
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	11	8	3	10	5	5	1	1	0	0	1	-1	0	1	-1
木造家屋建築工事業	13	17	-4	8	6	2	2	2	0	2	5	-3	1	4	-3
上記以外の建築工事業	34	27	7	26	20	6	4	4	0	1	2	-1	3	1	2
その他の建設業	(1) 20	9	11 (1)	12	5	7	2	4	-2	4	0	4	2	0	2
小計	(3) 138	127	11 (3)	78	62	16	20	23	-3	18	20	-2	22	22	0
運輸交通業	77	76	1	62	60	2	11	10	1	2	5	-3	2	1	1
道路貨物運送業	70	67	3	55	53	2	11	9	2	2	4	-2	2	1	1
陸上貨物取扱業	3	2	1	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
港湾運送業	3	0	3	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0
小計	83	78	5	65	62	3	14	10	4	2	5	-3	2	1	1
木材伐出業	(1) 42	51	-9 (1)	10	18	-8	19	16	3	11	9	2	2	8	-6
その他の林業	20	16	4	1	3	-2	8	5	3	7	5	2	4	3	1
小計	(1) 62	67	-5 (1)	11	21	-10	27	21	6	18	14	4	6	11	-5
水産業	11	14	-3	0	0	0	0	2	-2	8	8	0	3	4	-1
商業	160 (1)	133	27	111	92	19	19	13	6	13 (1)	18	-5	17	10	7
金融広告業	7	3	4	7	2	5	0	0	0	0	0	0	0	1	-1
保健衛生業	174	287	-113	115	222	-107	25	11	14	9	31	-22	25	23	2
接客娯楽業	59	47	12	39	31	8	8	6	2	4	4	0	8	6	2
清掃業・と畜業	43	38	5	34	30	4	3	1	2	5	5	0	1	2	-1
ビルメンテナンス業	16	18	-2	14	18	-4	0	0	0	1	0	1	1	0	1
上記以外の事業	(1) 78	72	6 (1)	60	48	12	6	6	0	7	11	-4	5	7	-2
小計	(1) 521 (1)	580	-59 (1)	366	425	-59	61	37	24	38 (1)	69	-31	56	49	7
その他	23	29	-6	16	15	1	1	9	-8	1	0	1	5	5	0

(注) (1)死傷者数は労働者死傷病報告による数で死亡者を含む。(2)()内の数字は死亡者数で速報による。(3)「上記以外の製造業」には、印刷・製本業、化学工業、電気・ガス・水道業、その他の製造業を計上
(4)「上記以外の事業」には、映画・演劇業、通信業、通信用業、教育・研究業、官公署、派遣業、警備業、情報処理サービス業、その他(5)「その他」には、農業、畜産業を計上

令和7年死亡災害発生状況

確定



高知労働局

業種別発生状況（死亡者数累計及び前年同期比較）

	製造業	建設業	運輸業	林業	水産業	第3次産業	その他	合計
令和7年	0	3	0	1	0	1	0	5
令和6年	0	0	0	0	0	1	0	1
増減	±0	+3	±0	+1	±0	±0	±0	+4

「その他」には、農業、畜産業を計上

番号	署別	発生日時刻	業種	年齢性別	事故の型起因物	災害のあらまし
1	高知	7.1.9 09:30	建設業 (土木工事業)	46歳 男	激突 その他の建設機械等	除雪用ブレードを装着したホイール式トラクタ・ショベルを運転し除雪走行中、ブレードが橋桁の段差に激突し、衝撃でステアリングノブに胸を強打した。
2	高知	7.3.19 12:30	第3次産業 (その他)	52歳 男	交通事故 乗用車	軽乗用車を運転中、センターラインをはみ出して反対車線側の街路樹に激突した。
3	高知	7.4.8 14:00	建設業 (その他の建設業)	79歳 男	墜落・転落 階段	営業先において、建物内部の階段の踊り場で意識が無い状況で発見された。(転落した痕跡があり、頭部より出血が認められ、搬送された病院にて治療中であったが死亡した。)
4	高知	7.5.14 10:40	建設業 (土木工事業)	62歳 男	墜落・転落 地山・岩石	災害復旧工事のため、ドラグショベルで林道の路面を掘削中、足もとが突然崩落し、車両系建設機械とともに約5メートル転落した。
5	高知	7.12.15 15:00	林業 (木材伐出業)	63歳 男	激突され 機械集材装置	機械集材装置を用いて集材作業中、土場に停止させた反動で偏心木（雑木）が回転し、誘導中の被災者の顔面に激突した。

注：調査中のもの等を含む。

令和8年における労働災害発生状況(死亡災害及び休業4日以上の死傷災害) [令和8年5月末現在 速報]



業種	高知局(合計)			高知監督管内			須崎監督管内			四万十監督管内			安芸監督管内		
	8年	7年	増減	8年	7年	増減	8年	7年	増減	8年	7年	増減	8年	7年	増減
全産業合計	(2) 310	(4) 258	52 (2)	185 (4)	152	33	53	40	13	33	33	0	39	33	6
食品製造業	16	15	1	7	4	3	2	4	-2	5	5	0	2	2	0
繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
木材・木製品製造業、家具・装備品製造業	6	3	3	0	2	-2	6	1	5	0	0	0	0	0	0
パルプ、紙、紙製品製造業	3	0	3	2	0	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0
窯業土石製造業	8	2	6	5	0	5	2	1	1	0	0	0	1	1	0
鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業	(1) 6	4	2 (1)	5	3	2	0	1	-1	0	0	0	1	0	1
一般機械器具製造業	10	7	3	7	6	1	0	0	0	0	1	-1	3	0	3
電気機械器具製造業	2	0	2	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0
輸送用機械器具製造業	2	0	2	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
造船業	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外の製造業	7	7	0	7	6	1	0	0	0	0	1	-1	0	0	0
小計	(1) 61	38	23 (1)	35	21	14	12	7	5	6	7	-1	8	3	5
業	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土木事業	24	(2) 14	10	6 (2)	5	1	10	1	9	3	3	0	5	5	0
建築事業	15	16	-1	6	14	-8	3	0	3	4	1	3	2	1	1
鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	1	4	-3	1	4	-3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木造家屋建築工事業	4	4	0	1	3	-2	0	0	0	3	0	3	0	1	-1
上記以外の建築工事業	10	8	2	4	7	-3	3	0	3	1	1	0	2	0	2
その他の建設業	10	(1) 5	5	7 (1)	4	3	0	0	0	2	1	1	1	0	1
小計	49	(3) 35	14	19 (3)	23	-4	13	1	12	9	5	4	8	6	2
運輸業	24	23	1	20	17	3	3	3	0	1	1	0	0	2	-2
道路貨物運送業	18	22	-4	15	16	-1	2	3	-1	1	1	0	0	2	-2
陸上貨物取扱業	0	1	-1	0	1	-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
港湾運送業	0	2	-2	0	0	0	0	2	-2	0	0	0	0	0	0
小計	24	26	-2	20	18	2	3	5	-2	1	1	0	0	2	-2
林業	16	14	2	5	4	1	4	8	-4	4	2	2	3	0	3
その他の林業	8	12	-4	1	0	1	3	3	0	1	6	-5	3	3	0
小計	24	26	-2	6	4	2	7	11	-4	5	8	-3	6	3	3
水産業	2	4	-2	1	0	1	0	0	0	1	2	-1	0	2	-2
商業	(1) 36	41	-5 (1)	24	28	-4	3	1	2	2	3	-1	7	9	-2
金融広告業	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保健衛生業	54	46	8	31	28	3	11	10	1	5	3	2	7	5	2
接客娯楽業	19	16	3	16	10	6	0	1	-1	1	3	-2	2	2	0
清掃業・と畜業	14	7	7	14	6	8	0	1	-1	0	0	0	0	0	0
ビルメンテナンス業	9	2	7	9	2	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外の事業	18	(1) 12	6	14 (1)	8	6	1	2	-1	2	1	1	1	1	0
小計	(1) 142	(1) 123	19 (1)	100 (1)	81	19	15	15	0	10	10	0	17	17	0
その他	7	5	2	3	4	-1	3	1	2	1	0	1	0	0	0

(注) (1)死傷者数は労働者死傷病報告による数で死亡者を含む。(2)()内の数字は死亡者数で速報による。(3)「上記以外の製造業」には、印刷・製本業、化学工業、電気・ガス・水道業、その他の製造業を計上
(4)「上記以外の事業」には、映画・演劇業、通信業、通信用業、教育・研究業、官公署、派遣業、警備業、情報処理サービス業、その他を計上 (5)「その他」には、農業、畜産業を計上

令和8年死亡災害発生状況

(令和8年5月末現在)



業種別発生状況（死亡者数累計及び前年同期比較）

	製造業	建設業	運輸業	林業	水産業	第3次産業	その他	合計
令和8年	1	0	0	0	0	1	0	2
令和7年	0	3	0	0	0	1	0	4
増減	+1	-3	±0	±0	±0	±0	±0	-2

「その他」には、農業、畜産業を計上

番号	署別	発生日時刻	業種	年齢性別	事故の型起因物	災害のあらまし
1	高知	8.1.26 11:20	製造業 (その他の 金属製品製造業)	28歳 男	飛来・落下 玉掛用具	圧力タンク（円筒型金属製、重さ約2.8トン）を玉掛けし、クローラークレーンで巻き上げ移動中、玉掛けワイヤロープが切断して圧力タンクが落下し被災した。
2	高知	8.2.26 0:53	小売業 (新聞販売業)	72歳 女	交通事故 トラック	見通しの良い国道交差点内において、南進する被災者運転の軽貨物車と、東進する軽乗用車が衝突し被災した。

注：調査中のもの等を含む。